

ニュースリリース

土壌微生物由来の医薬品候補物質探索研究に関する共同研究契約の締結について

株式会社ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ（東京都渋谷区、以下 NGS）は三共株式会社（以下 三共）との間で、マレーシア土壌に生息する微生物由来の医薬品候補物質の探索における共同研究に関して、今般合意に達しましたのでお知らせ致します。

NGS は、マレーシア国立森林研究所（FRIM）との間でマレーシア全土の土壌微生物を独占的に共同研究開発する契約を締結し、FRIM 敷地内に自社研究所を所有するバイオベンチャー企業です。NGS が実施する創薬のための医薬品リード化合物探索研究の大きな特徴は、この FRIM との共同研究契約により、生物多様性条約の要求をクリアしていることです。

三共との共同研究契約により、NGS は三共に、マレーシア土壌微生物の採取、そしてリード化合物探索のソースとしてのその利用の機会を提供することとなりますが、NGS にとっては、創薬ベンチャーとしての一つの課題であったスクリーニング系の充実、および医薬品開発への道が期待されることとなります。

この共同研究の一つの特徴は、三共、すなわち顧客企業側が独自のプロトコールでマレーシアにおける土壌微生物採取とその利用ができることにあり、この点でNGSはこれまでにない形態の共同研究を実現したことになります。この契約でNGSは、向こう3年間の契約期間中、研究費を三共から受け取るほか、両者が共同で取得した化合物に基づき、三共が独占的に医薬品の研究開発を行うことの対価として、研究開発の進捗に応じたマイルストーンとロイヤルティーを随時受け取ります。NGSとしては2~3年以内にリード化合物を見出し、さらなる研究段階に発展することを期待しています。

一方、本契約による共同研究の実施は、結果的にマレーシアに対する技術移転に貢献するものと考えております。また、NGSはこの共同研究期間中マレーシアにおいてセミナーやシンポジウム等の開催を予定しており、こうした取り組みも技術移転の一助となるものと考えております。

平成16年4月15日

株式会社ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ
代表取締役社長 清田圭一

参考

生物多様性条約(CBD)とは、1992年リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(リオ環境サミット)で採択され翌1993年に発効した国際条約であり、この条約の主な目的は、生物多様性の保全およびその構成要素の持続的な利用および遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分です。この条約の発効により、遺伝資源提供国の許可を得ないまま遺伝資源を利用することは不可能になっています。

また、マレーシアは、日本の国土の約4/5程度の面積にもかかわらず、世界の生物種の約10%が存在していることが統計的に知られ、世界のメガダイバーシティ国家(生物多様性が豊かな17カ国)のひとつに数えられる程、生物資源が豊かな国として認められています。

・ 会社概要

株式会社ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ

本社：東京都渋谷区千駄ヶ谷2-10-2

設立：2000年6月(創業1994年)

資本金：205,225,000円(2004年3月末現在)

従業員数：26名(2004年4月現在)

事業内容：医薬品候補物質の探索研究・開発

連結子会社：Nimura Genetic Solutions (M) SDN.BHD. (マレーシア現地法人)

(OFFICE: 3rd Floor, FRIM Chemistry Building, Kepong, 52109,

Kuala Lumpur, MALAYSIA)